

無人航空機（ドローン）及び関連機器の購入に係る プロポーザル実施要領

1. 目的

東庄町（以下、「当町」という。）では、近年、小中学生の登下校時における安全確保について、地域住民や保護者から不安の声が寄せられている。特に、当町の通学路は広域だけでなく、交通量が多い箇所や死角となる場所もあり、児童生徒の安全な登下校を持続的に見守る体制の強化が求められている。

一方で、学校現場では教職員の働き方改革が進められており、下校時の巡回の見直しが迫られている状況にある。そのため、教職員の業務負担を軽減しつつ、地域全体で子どもたちの安全を支える新たな手法の導入が急務となっている。

こうした課題に対応するため、当町では、上空からの巡視を可能とする無人航空機（以下、「ドローン」という。）を導入し、ICTを活用した見守り体制の構築を図ることとした。

本プロポーザルは、この目的に沿い、見守り機能を担うドローンおよびその運用を支える関連機器（ドックシステム等）を導入するにあたり、最適な提案を有する事業者を選定するために実施するものである。

2. 事業概要

(1) 物品名

ドローン及び関連機器

(2) 物品内容

当町が新たに購入するドローン及び関連機器を導入するものである。詳細については、別紙「無人航空機（ドローン）及び関連機器の購入に係る仕様書」（以下、「仕様書」という。）によるものとする。

(3) 納入設置場所

納入設置場所	台数
東庄町立東庄中学校	ドローン及び関連機器（1式）2機分
東庄町立東庄小学校	ドローン及び関連機器（1式）2機分

(4) 納品期日

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで

(5) 担当部署

担当：東庄町総務課企画係 平塚

住所：〒289-0692

千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131

TEL：0478-86-6084

FAX：0478-86-2312

E-mail : kikaku@town.tohnosho.lg.jp

(6) 資格要件

- ① 千葉県内に本店または支店を有すること。
- ② 過去1年間以内に、ドローンを活用した巡視・警戒業務の実績を有すること。
- ③ 一等無人航空機操縦士の資格者を配置し、運用サポートを提供できること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者ではないこと。
- ⑥ その他請負業務の実施に必要な措置を適切に遂行できる体制を有していること。

3. 提案限度額

17,600,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。

※上記金額は購入及びシステム開発に係る費用の価格であり、設置等工事費については、選定された事業者と別途契約を締結する。その際の上限金額は、200万円とする。

4. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務では、通学路の見守りを目的として運用するため、ドローンおよびドックシステム等の機器に対して、精密な飛行性能・耐久性・安全性を兼ね備えていることに加え、遠隔監視や操作支援のためのソフトウェア環境や保守体制など、多面的な要素が求められる。また、運用にあたっては学校現場や町の実情に即した対応が可能であることも重要である。

これらを踏まえると、単に価格のみで競う一般的な入札方式では、導入目的や運用ニーズに適した提案の選定が困難であり、町の課題解決に資する最適な事業者を見極めるためには、提案内容・実績・支援体制などを総合的に評価する必要がある。

以上のことから、本業務は、公平性・透明性を確保しつつ、最も効果的な提案を選定することを目的として、公募型プロポーザル方式により実施するものである。

5. 実施スケジュール

本プロポーザルにおける受託候補者特定までのスケジュールを以下に示す

実施内容	提出期限等
公告	令和7年6月27日(金)
質問書の受付期限	令和7年7月7日(月)正午
質問書の回答	令和7年7月9日(水)午後5時
プロポーザル参加申込書等の提出期限	令和7年7月11日(金)午後3時
プレゼンテーション審査実施予定日	令和7年7月15日(火)
選定結果通知	令和7年7月16日(水)
契約締結予定日	令和7年7月16日(水)以降

※上記スケジュールは、状況により変更する場合があります。その際は事前に担当からその旨の連絡を行う。

6. 応募方法・期間

- (1) 応募期限 令和7年7月11日(金)午後3時
- (2) 応募方法 持参または郵送 ※FAX、メールは不可。郵送の場合は必着。
- (3) 提出書類 ①プロポーザル参加届書(様式1) 1部
②履歴事項全部証明書(写し可) 1部
③直近の決算報告書(税務申告書は不要) 1部
④企画提案書等(下記参照) 6部
⑤見積書(下記参照) 1部

7. 質問等の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書(別紙様式)
- (2) 受付期限 令和7年7月7日(月)正午まで
- (3) 提出方法 電子メールで下記アドレスに提出すること。
- (4) 回答 令和7年7月9日(水)午後5時までに電子メールで行う。

8. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
①企画提案書 (任意様式)
②業務スケジュール (任意様式)
③会社概要 (任意様式)

- (2) 企画提案書等の留意事項

ア 仕様書「5. 見守り用ドローンシステムの構築」に対する提案(実施方

- 法、回数、人材など具体的な数値等)を盛り込むこと。
- イ 独自の効果的な提案等を盛り込むこと。
- ウ 業務に携わるスタッフ体制(役割・人員・経験、具体的な担当者名と勤務日数・時間)を明記すること。
- エ 本要領「2. 事業概要(6) 資格要件」を確認できる認定証の写し等を添付すること。
- オ 会社概要を添付すること。

9. 見積書の提出

見積書は、A4縦版任意様式とし、事業費全体(消費税及び地方消費税を含む)を記載すること。

10. 審査・選考方法

- (1) 実施日 令和7年7月15日(火)
 - ※実施順は参加申込書の受付順とし、会場及び時間割等は別途通知する。
- (2) 審査は、本町の職員で構成するプロポーザル選定委員会により行い、総合的に判断し、1社を委託先候補に選定する。
- (3) プレゼンテーションは、プロポーザル企画提案書等に基づき、40分以内(提案説明20分、質疑応答20分)とする。なお、出席者は3名以内とする。
- (4) 審査基準
 - 審査に当たっては、以下の審査基準により総合的に評価し選定を行う。

項目	審査基準
業務内容の理解	事業内容をよく理解しているか。
同種業務の実績	過去や今現在に同様の事業実績があるか。
実施体制	本業務に必要な人員配置になっているか。
企画立案	独創性や斬新性がみられるか。
見積金額	積算根拠が適切か
スケジュール	作業工程は、無理のない日程になっているか。

- (5) 審査結果
 - 審査結果は、応募者全員に電子メールで通知する。
- (6) その他
 - 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

11. 委託契約

審査により決定した委託先候補と企画提案書等に基づき契約内容の協議を行い、事業実施に係る委託契約を締結する。締結に際しては、委託先候補決定の日から7日以内に仮契約書を作成し、仮契約を締結する。

なお、本事業の契約締結については、東庄町議会の議決を要するため、当該契約は、東庄町議会で本事業の物品購入契約の締結に係る議案が議決されたときに効力を発生するものとする。

ただし、当該議案が議決されなかった場合においても、東庄町は委託先候補に対して、如何なる責任も負わない。

- (1) 契約期間 契約日から令和7年9月30日まで
- (2) 契約に当たり、協議のうえ、提案の一部を変更する場合がある。

12. 随意契約による後続業務の委託

本プロポーザルにおいては、「ドローンおよび関連機器の購入」に関する事業者選定を目的としているが、導入後の「ドローン取扱業務（見守り用ドローンシステムの運用等）」については、ドローン納入業者がそのまま後続の運用補助業務を担うことが、事業の安全性・継続性の観点から最適であると判断しているため、当該プロポーザルで選定された事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により委託する予定である。

なお、同号に定める「その性質または目的が競争入札に適しない契約」に該当する理由として、以下の点を掲げる。

- ・当該業務は、導入機器（ドローンおよびドックシステム）の仕様・操作・運用管理に熟知した事業者による継続的な取扱いを必要とする。
- ・第三者による操作は、安全確保および機器の保全の観点から著しく困難であり、機器提供者による一体的な対応が最も合理的である。

12. その他

- (1) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることを禁じる。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいう。
- (2) 提案書の作成、応募等にかかる経費は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された提案書及び添付書類は返却しない。
- (4) 受理された提案書は、本業務以外に使用することはない。
- (5) 提案書に虚偽の記載が認められた場合には、当該提案書を無効とする。
- (6) 採用された場合には、本町と十分協議を行いながら業務を遂行するものとする。

なお、採用された提案書の内容については、変更・修正する場合があります、また、協議により本町より指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。